

京都市告示第363号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年1月7日

京都市長 門川大作

| 路線名        | 供用廃止の区間                       | 供用廃止の期日 |
|------------|-------------------------------|---------|
| 西ノ京緯56号線   | 中京区西ノ京小堀池町3番地の4地先から同町37番地地先まで | 告示の日    |
| 山科勸修寺経24号線 | 山科区勸修寺南大日19番地地先内              | 〃       |

(建設局土木管理部道路明示課)